

告示

埼玉県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
久喜市栗橋地域包括支援センター	久喜市間鎌二五一―一	介護予防支援	平成三十年三月三十一日
久喜市鷲宮地域包括支援センター	久喜市鷲宮六一―一	介護予防支援	平成三十年三月三十一日
有限会社オリーブ堂薬局	狭山市青柳六三新狭山ハイツ内	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成三十年二月六日
入間シヨートステイそよ風	入間市小谷田二―二―一八	短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成三十年三月三十一日

杉戸ケアセンター そよ風				日定期巡回 サービス八潮
北葛飾郡杉戸町下高野 二八二八―一				八潮市二丁目 五二―三―一〇三
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	介護予防 認知症対応型 通所介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 通所介護	定期巡回・ 随時対応型・ 訪問介護看護
平成二十九年 十一月三十日				平成三十年 三月三十一日